



金 沢 市 公 報

号外第13号

令和6年(2024年)9月20日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市空き家等の適切な管理及び活用の推進 に関する条例の一部を改正する条例 (建築指導課)	2
●条 例		○金沢市地区計画等の区域内における建築物等 の制限に関する条例の一部を改正する条例 (都市計画課)	3
○金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (税 務 課)	1	○金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例 (財 政 課)	6
○金沢市手数料条例の一部を改正する条例 (財 政 課)	1		
○金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条 例 (保険年金課)	2		

条 例

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月20日

金 沢 市 長 村 山 卓

◎金沢市条例第47号

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第30条の7第1項中「及び第3号」を「から第4号まで」に、「（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「及び」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条又は附則第4条第1項の規定により石川県知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金
附則第4条の3の2を削る。

附 則

- この条例は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。
- 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における改正後の第30条の7第1項の規定の適用については、同項中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月20日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第48号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第77号の項から第79号の項までの規定中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表第79号の2の項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同表第80号の項中「第87条の2」を「第87条の4」に、「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、同表第116号の29の項中「第18条第18項」を「第18条第22項」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、別表第80号の項の改正規定（「第87条の2」を「第87条の4」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月20日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第49号

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第42条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

金沢市空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月20日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第50号

金沢市空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例の一部を改正する条例

金沢市空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例（平成27年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 管理不全空き家等 適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空き家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空き家等をいう。

第9条第1項中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

(管理不全空き家等に対する措置)

第12条の2 市長は、管理不全空き家等の所有者又は管理者に対し、法第13条の規定による指導又は勧告をすることができる。

第13条第1項中「第14条第1項」を「第22条第1項」に改め、同条第2項中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改める。

第21条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第24条第1項中「規定する事項」の次に「並びに管理不全空き家等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月20日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第51号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

81	末町地区地区整備 計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画末町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	------------------	--

別表第2に次の1号を加える。

81 末町地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
中層住宅 地区A	用途の制限	次に掲げるもの以外のもの (1) 法別表第2(は)項第1号から第4号まで、第6号及び

		<p>第7号に掲げる用途に供するもの</p> <p>(2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの のうち令第130条の5の3に規定するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる建築物に附属するもの</p>
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	<p>1 建築物の壁面等から道路境界線（一般県道倉谷土清水線の道路境界線を除く。）までの距離の最低限度は、0.5メートルとする。</p> <p>2 道路境界線（一般県道倉谷土清水線の道路境界線を除く。）に係る壁面等の後退において、壁面後退部分（壁面等から道路境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある建築物の部分という。以下この表において同じ。）に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物については、前項の規定は、適用しない。</p>
	高さの最高限度	15メートル
	垣又は柵の構造の制限	<p>道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。以下この表において同じ。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの</p>
中層住宅	用途の制限	法別表第2(は)項第5号に掲げる用途に供するもの
地区B	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	<p>1 建築物の壁面等から道路境界線までの距離の最低限度は、0.5メートルとする。</p> <p>2 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部</p>

		分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物については、前項の規定は、適用しない。
	高さの最高限度	15メートル
	垣又は柵の構造の制限	道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの
一般住宅 地区	用途の制限	法別表第2(は)項第5号に掲げる用途に供するもの
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	1 建築物の壁面等から道路境界線までの距離の最低限度は、0.5メートルとする。 2 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物については、前項の規定は、適用しない。
	高さの最高限度	12メートル
	垣又は柵の構造の制限	道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月20日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第52号

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の表に次のように加える。

令和6年能登半島地震復興基金	令和6年能登半島地震からの復旧及び復興に資するため。
----------------	----------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年(2024年)9月20日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄